

全高長 第 66 号  
平成20年12月15日

関係各団体代表者 様

全国高等学校長協会  
会長 戸谷 賢司  
(公印省略)

### 新規高等学校卒業者の内定取り消し問題に対する要請書

過日、厚生労働省が発表した調査によると、新規高等学校卒業者と採用内定取り消しの通告を受けた者が、全国のアローワークが把握しているだけで29人に達しております。職業安定法施行規則で採用内定取り消しを行おうとする事業主は、アローワーク又は学校の長に通知することが義務づけられておりますので、全高等学校を対象とする文部科学省が実施予定の実態調査では、実際に内定取り消しの通告を受けた者の数が厚生労働省が発表した数よりも増える可能性があると考えております。

いうまでもなく、生徒にとって就職先を求めるということは、自らのこれからの人生を大きく左右する真剣でありかつ希望に満ちた行動であります。そして、就職内定を告げられ校長室に報告にくる生徒の顔は、どの子も喜びに輝いております。それだけに、その喜びを失望に変えてしまう内定取り消しの通告ほど、生徒にとって残酷なことはいりません。同じ調査の数字からは、大学生にも大量の内定取り消しが生じていることが確認でき、これらの大学生諸君に対しても深い同情を禁じ得ないところでありますが、成人した大学生と、まだ未熟な高校生とでは衝撃を受け止める精神的な成熟が異なることから、心のケアの面でも憂慮するところ大であります。また、大学生の内定取り消しは多くの場合、平成22年3月卒業者に対するものと認識しております。これに対して、高校卒業者に対する内定取り消しはほとんど場合、平成21年3月卒業者でありますので、再就職の残された時間から見ても過酷といわざるをえないのであります。

昨今の金融・経済情勢の悪化は承知しておりますが、以上のことをご理解いただき、将来の日本を背負っていく若者たちのために、貴団体所属の事業者に対して、生徒に対する雇用内定取り消しの防止、内定取り消しを受けた生徒に対する新たな就職先の確保について、特段のご配慮をいただき、適切な対応をとっていただけますよう要請いたします。